

様式第6号(第7条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 深谷市折之口1775番地1
 氏名 株式会社小暮商店
 代表取締役 永田 耕太郎
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

第7条第1項
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、下記のとおり許可し
 第7条の2第1項
 ます。

深谷市長 小島 進



記

許可番号	第 61 号		
許可年月日	令和 8 年 4 月 1 日		
許可の有効期限	令和10年 3月31日まで		
取り扱う 一般廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系一般廃棄物 ・家庭系一般廃棄物 		
処理の区分	1 収集 2 運搬 3 処分 ※積替え保管は除く		
許可条件	<ul style="list-style-type: none"> ・深谷市一般廃棄物処理計画等で定めた事業活動に伴って生じる一般廃棄物(燃やせるごみ)、家庭から発生した一般廃棄物とする。 ・搬入する一般廃棄物は深谷市内で発生したものに限る。 ・一般廃棄物のうち、事業活動によって発生した一般廃棄物、家庭から発生した可燃性一般廃棄物の搬入先は、大里広域深谷清掃センターとする。 ・家庭から発生した不燃物、使用済小型家電、有害ごみの搬入先は深谷市資源物等置場とする。 ・事業活動に伴って生じた一般廃棄物と家庭から発生した一般廃棄物は混載して搬入しないこと。 ・家庭から発生した一般廃棄物を運搬する際は、種類ごとに分けて運搬するか、搬入先で容易に分別できる状態で運搬すること。 ・家庭ごみ搬入時は委任状を事前に環境衛生課へ提出すること。 ・法や条例を遵守し、市の指導に従うこと。 		
許可の更新又は変更 の状況	許可(届出)年月日	許可番号	変更内容
	令和6年4月1日	第61号	許可更新
	令和8年4月1日	第61号	許可更新